2 水管第 1 4 4 2 号 令和 2 年 10 月 30 日

水産政策審議会 会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号) の一部改正について(諮問第343号)

別紙のとおり、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法(昭和24年法律第267号)第119条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省令第

号

漁業法 (昭 和二十四年法律第二百六十七号) 第百十九条第二項の規定に基づき、 漁業の許 可及び取締 り等

に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年
月

農林水産大臣 野上浩太郎

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

漁業 0 許 可 及 び 取締り等に関する省令 (昭和三十八年農林省令第五号) 0) 部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表により、 改正 前欄 に 掲げ 、る規定の の傍線を付した部分 。 以 下 「傍線部分」という。)でこれに対応す

る改 正 後欄 に掲 げ つる規定 の傍 線部分が あるものは、 これを当該傍線部分のように改め、 改正 一後欄 に掲げ る規

定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 これを加える。

海域におけるくろまぐろの総漁獲重量のまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該	重三十キログラム未満のく	未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。	・まぐろ漁業による体重三十キログラム	西洋の海域」という。)におけるかつお	次号から第三十五号までにおいて「西大	の線から成る線以西の大西洋条約海域(に至る直線及び赤道以南の西経二十五度	点から赤道と西経二十五度の線との交点	至る直線、赤道と西経三十度の線との交	点から赤道と西経三十度の線との交点に	点に至る直線、北緯五度西経三十度	経三十五度の点から北緯五度西経三十度	経三十五度の点に至る直線、北緯五度西	緯十度西経三十五度の点から北緯五度西	緯十度西経三十五度の点に至る直線、北	の線、北緯十度西経四十五度の点から北	三十二 北緯十度の線以北の西経四十五度	二十八~三十一(略)	めた期間内においては、禁止する。	しきりざめの採捕は、農林水産大臣が定	域におけるかつお・まぐろ漁業によるよ	漁業 二十七 北緯五度の線以北の大西洋条約海	かつお・まぐろ 一~二十六 (略)	(略) (略)	大臣許可漁業制限又は禁止の措置	別表第四(第二十三条関係)	改 正 後
																						漁業	かつお・まぐろ	(略)	大臣許可漁業	別表第四(第二十三	
海域におけるくろまぐろのまぐろの漁獲重量が、その	し、体重三十キログ	未満のくろまぐろの採捕は	・まぐろ漁業による体重三	海域」と	号から第三十四号ま	線から成る線以西の	至る直線及び赤道以南	から赤道と	る直線、赤道と西経三	から赤道と西経三十度	点に至る直	三十五度	三十五度の点に至る直	十度西経三十	十度西経三十五度の点に	線、北緯十度西経四十	三十一 北緯十度の線以北の西	二十七~三十 (略)				(新設)	一~二十六 (略)	(略)	制限又は禁止の措置	一条関係)	改正前

(略)			
(略)	三十三~三十七 (略)	ない。	百分の十を超えない場合は、この限りで
(略)			
(略)	三十二~三十六 (略)	ない。	百分の十を超えない場合は、この限りで

附

則

この省令は、令和三年二月一日から施行する。

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案 について

(北大西洋よしきりざめ国別漁獲上限担保措置関係)

令和2年10月水産庁国際課

1 趣旨

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約(昭和44年条約第1号)第1条に規定する海域(以下「大西洋条約海域」という。)については、同条約に基づく大西洋まぐろ類保存国際委員会(以下「ICCAT」という。)において、かつお・まぐろ類等における資源の保存管理に必要な管理措置を採択し、締約国は義務的措置の適用を確保するための国際的取締りのための制度を設けることを求められている。

令和元年11月に開催されたICCAT年次会合において、大西洋条約海域のうち 北緯5度以北の海域で漁獲されるよしきりざめ(以下「北大西洋よしきりざめ」と いう。)の総漁獲可能量および国別の漁獲上限を定めた保存管理措置が採択され た。

これを受け、我が国では、当該保存管理措置を担保し、北大西洋よしきりざめの 資源管理に寄与するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省 令第5号。以下「許可省令」という。)の一部を改正(以下「本省令改正」とい う。)し、所要の手当てを行う。

2 概要

許可省令第23条及び同条に関する別表第4のかつお・まぐろ漁業の項の規定において、かつお・まぐろ漁業における操業上の制限又は禁止が定められている。

このため、本省令改正では、許可省令別表第4のかつお・まぐろ漁業の項第27号の規定において、大西洋条約海域のうち北緯5度以北の海域におけるよしきりざめの採捕については、農林水産大臣が期間を定めた期間内においては、禁止する旨の改正を行う。